

みなべ町家庭ごみの分け方・出し方

収集ルールを守っていないものは、収集しませんのでご注意ください。

この表をみやすいところに貼って、収集日を間違えないようにしましょう。

ゴミが飛び出さないように袋の口をむすんで出してください。

- ごみは収集日をお確かめの上、当日の朝にお出しく下さい。
- 収集は早いところ南部地区は朝7時から、南部川地区は朝8時から始まります。
- 道路工事やごみ量などにより、いつもと収集時間が大きくずれる場合があります。いつもより早く収集に回る場合もありますので、上記の時間までにごみ出しをお願いします。収集後に出した、あと出しごみは、収集できませんので、ご注意ください。

分け方・出し方

収集日程

<p>燃やすごみ [指定袋回収]</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみ (水気を十分に切ってください。生ごみ処理機補助制度があります。(補助率1/2以内【上限有り】)) ●ちり紙・紙くず (新聞、雑誌、ざつ紙は、資源ごみへ！) ●紙おむつ (汚物は必ず取り除いてください。) ●木片 (50cm以下に切ってください。) ●たばこの吸い殻 ●貝がら ●破れや汚れ等でリサイクルできない衣類(布製) ※事業系ごみの混入は厳禁です。 ※家庭ごみと事業ごみの区別が必要です。 ※缶、金属、びん、せとものなど、燃えないごみの混入は厳禁です。 	<p>各地区毎週2回 堺・中島(南道)・芝・矢谷(芝)・芝崎・東吉田・高城地区(熊瀬川を除く)・清川地区</p> <p>月曜日 木曜日</p> <p>埴田・梅ヶ丘団地(埴田)・鹿島台(埴田)・片町・新町・北道・谷口・筋・徳蔵・西本庄・熊瀬川</p> <p>火曜日 金曜日</p> <p>南道(中島除く)・気佐藤・新庄・千鹿浦・山内・東岩代・西岩代・熊岡・晩稲・東本庄</p> <p>水曜日 土曜日</p>
<p>空き缶 金属類 [指定袋回収]</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●ジュース缶・ビール缶・スプレー缶 (スプレー缶は出来るだけ穴を開けてください。) ●缶詰などの缶類 (缶詰はきれいに洗ってください。) ●ナベ・フライパン・やかんなどの金属製品 ●かさ・おもちゃ等の金属付プラ製品 ●金属製のふた・針金ハンガー・はさみ ※事業系の金属類(産業廃棄物)は出せません。 ※缶の中に異物を入れないでください。 ●包丁・かみそり (厚紙などでくるんでください。) ●ちょうちん (骨が金属製のもの。) ●延長電気コード (リール式は収集できません) 	<p>各地区第1週・第3週 上南部地区・熊瀬川地区</p> <p>月曜日</p> <p>堺・埴田・梅ヶ丘団地(埴田)・鹿島台(埴田)・片町・新町・中島(南道)・北道・芝・矢谷(芝)・芝崎・東吉田</p> <p>木曜日</p> <p>南道(中島除く)・気佐藤・新庄・千鹿浦・山内・東岩代・西岩代・高城地区(熊瀬川を除く)・清川地区</p> <p>金曜日</p>
<p>空きビン [指定袋回収]</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●食料ビン・ドリンクビン・調味料ビン・洋酒のビン等 ※中身が残ったものは、きれいに洗って下さい。 ※ビンのふたは必ず取り、汚れているビンはきれいに洗って出してください。 ※酒、醤油、酢などの一升ビンやビールビン等はなるべく酒屋さんに引き取ってもらってください。(ラベルは取らずにそのままお店へ) ※農薬・毒薬のびんは出せません。 ※化粧品びんも資源ごみとして分別収集します。 	<p>各地区第2週・第4週 上南部地区・熊瀬川地区</p> <p>月曜日</p> <p>堺・埴田・梅ヶ丘団地(埴田)・鹿島台(埴田)・片町・新町・中島(南道)・北道・芝・矢谷(芝)・芝崎・東吉田</p> <p>木曜日</p> <p>南道(中島除く)・気佐藤・新庄・千鹿浦・山内・東岩代・西岩代・高城地区(熊瀬川を除く)・清川地区</p> <p>金曜日</p>
<p>プラスチック類 [指定袋回収]</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●容器包装プラスチック、その他のプラスチックが対象です。 ※事業系の廃プラスチック(産業廃棄物)は出せません。 ※食べ残しなどの悪臭・カビの発生は厳禁です。 ※ペットボトルは拠点回収に出してください。 ※金属付き(ねじや電気コードも含む)のおもちゃは空き缶・金属類へ入れてください。 ※汚れたものは洗って乾かしてください。 	<p>各地区毎週1回 埴田・梅ヶ丘団地(埴田)・鹿島台(埴田)・片町・新町・北道・上南部地区・熊瀬川地区</p> <p>火曜日</p> <p>堺・南道・中島(南道)・芝・矢谷(芝)・芝崎・東吉田・気佐藤・新庄・千鹿浦・山内・東岩代・西岩代・高城地区(熊瀬川を除く)・清川地区</p> <p>水曜日</p>
<p>衣類 [指定袋不要]</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●透明か半透明の袋に入れて出してください。 ●指定袋に入れなくてください。氏名等記入の必要はありません。 ●ナイロン製(カッパ・ヤッケ)・革製は出せません。 ※雨の日、雨が降りそうな日は出さないでください。 ※水ぬれ厳禁です、次回の天気の良い日に出してください。 ※再利用しますので、破れたものは出さないでください。 ※汚れたものは洗って乾かしてから出してください。 	<p>各地区毎月1回 雨天時は出さないでください。</p> <p>上南部地区・熊瀬川地区 第2回 木曜日</p> <p>高城地区(熊瀬川を除く)・清川地区 第4回 木曜日</p> <p>堺・埴田・梅ヶ丘団地(埴田)・鹿島台(埴田)・片町・新町・北道・中島(南道)・芝・矢谷(芝)・芝崎・東吉田</p> <p>南道(中島除く)・気佐藤・新庄・千鹿浦・山内・東岩代・西岩代</p> <p>第3回 土曜日</p>
<p>ダンボール [指定袋不要]</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●ダンボールは、板状に束ねてひもで縛って出してください。 ※事業系のダンボールは出せません。 	<p>堺・芝・矢谷(芝)・中島(南道)・芝崎・東吉田 毎週 木曜日</p> <p>埴田・梅ヶ丘団地(埴田)・鹿島台(埴田)・片町・新町・北道 毎週 火曜日</p> <p>南道(中島除く)・気佐藤・新庄・千鹿浦・山内・東岩代・西岩代 毎週 水曜日</p> <p>上南部地区・熊瀬川地区 第2・第4回 月曜日</p> <p>高城地区(熊瀬川を除く)・清川地区 第2・第4回 金曜日</p>
<p>ペットボトル [指定袋不要]</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●中は軽くすすいで、ふたとラベルを取ってください。 	<p>お近くの拠点回収ボックスへお出しく下さい。 拠点回収ボックスの設置場所は、みなべ町ホームページでご覧になるか、生活環境課にお問い合わせください。</p>
<p>食品トレイ [指定袋不要]</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●きれいに洗ってから出してください。(指定袋回収併用) ※発泡スチロール以外のトレイは入れないで、プラスチックとして出してください。 	<p><みなべ町役場ホームページ> 回収ボックス設置場所 http://www.town.minabe.lg.jp/docs/2013092400069/ <みなべ町役場 生活環境課> TEL.72-3605</p>
<p>紙パック [指定袋回収]</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●中を軽くすすいで、はさみ等で切り開いて乾かしてください。 ※内張が銀色のものは、燃やすごみへ入れてください。 	<p>南部地区 第1回 土曜日</p> <p>上南部地区・熊瀬川地区 第1回 土曜日</p> <p>高城地区(熊瀬川を除く)・清川地区 第1回 土曜日</p>
<p>新聞 [指定袋不要]</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●十文字にひもで縛って出してください。 ●できるだけ天気の良い日に出してください。 	<p>南部地区 第2・第4回 土曜日</p> <p>上南部地区・熊瀬川地区 第2・第4回 土曜日</p> <p>高城地区(熊瀬川を除く)・清川地区 第2・第4回 土曜日</p>
<p>ざつ紙 [指定袋不要]</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●十文字にひもで縛って出してください。 ●できるだけ天気の良い日に出してください。 ●小さなざつ紙は、紙の袋に入れて出してください。 ※紙以外のもの(ビニール、金具類、プラスチック類)は入れないでください。 	<p>南部地区 第2・第4回 土曜日</p> <p>上南部地区・熊瀬川地区 第2・第4回 土曜日</p> <p>高城地区(熊瀬川を除く)・清川地区 第2・第4回 土曜日</p>
<p>埋立ごみ [指定袋回収]</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●せともの類(茶碗、皿、湯飲み、きゅうす) ●ガラス ●電球 ●蛍光灯 ●土鍋 ●花瓶 ●植木鉢(金属製及びプラスチック製以外) ●ガラスコップ ●時計(目覚まし・掛) ●革製品(ランドセル・グローブ) ●靴類(長靴・革靴・スニーカー等) ●かばん類(革製・ナイロン製) ※乾電池、体温計、使い捨てライターは、種類ごとに透明な小袋に入れて出してください。指定袋に入れる必要はありません。 ※蛍光灯は、割れないようケースに入れるか新聞紙に包んで指定袋からはみ出してもそのまま出してください。 ※処理困難物(ポット等)は、別途処理費用が必要ですので、埋立ごみの袋では出せません。 	<p>各地区第2週・第4週 上南部地区・熊瀬川地区</p> <p>月曜日</p> <p>堺・埴田・梅ヶ丘団地(埴田)・鹿島台(埴田)・片町・新町・中島(南道)・北道・芝・矢谷(芝)・芝崎・東吉田</p> <p>木曜日</p> <p>南道(中島除く)・気佐藤・新庄・千鹿浦・山内・東岩代・西岩代・高城地区(熊瀬川を除く)・清川地区</p> <p>金曜日</p>

家庭から出る生活ゴミで直接搬入できるもの

内容	粗大ごみ	多量ごみ	処理困難物
ごみの例及び	木製家具、布団毛布などの寝具、畳などの敷物、木製建具(家屋解体に伴うものは不可)など収集対象になっていないもの。(ごみ処理場で破砕処理を行って焼却できるもの)	引越しや大掃除で出た多量の片づけごみで、ごみ集積場に出せないくらい出た場合は、分別してごみ処理場へ直接搬入することができます。ただし、分別は収集ごとと同じ分別区分で指定袋に入れて搬入してください。(粗大ごみ・処理困難物は除く)	扇風機、掃除機、電子レンジなどの小型家電製品、自転車などは、ごみ処理場で埋立処分や焼却処分はできません。町が処理業者に処分を委託しています。このため、これらごみ処理場で処分できないものを処理困難物と呼んでいます。

出したごみが適正に処理されるまで出した方の責任です。(排出者責任) 指定袋には名前(排出者名)を記入し分別収集とリサイクルにご協力下さい。
このチラシは、みなべ町の収集日程を掲載しています。このチラシと別に収集グループごとの「ごみ収集カレンダー」を配布させていただいていますので、収集日をご確認のうえ、ごみ出しを行ってください。

みなべ町役場 生活環境課
TEL.72-3605(直通)